

第2章 住宅政策の基本的な考え方

1. 基本理念

住まい・住宅は、単に住む器・建物としてではなく、質の高い住生活を支える生活空間、人の生活の基盤、また、まちや社会をつくる礎（いしずえ）として捉え、真岡市の住宅事情、市民意向、上位計画や社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「真岡市第11次市勢発展長期計画」、「真岡市第11次市勢発展長期計画増補版」におけるまちづくりの方向性「だれもが“わくわく”する街づくり」を見据えて、「真岡に住みたい、働きたい、子育てしたい」「わくわく”感のある住宅政策の基本的な考え方を次のように設定します。

《住宅の捉え方》

- 家庭や人を育むかけがえのない生活空間
- 社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点、人の生活の基盤
- 都市やまちなみを構成する社会的重要な要素、健全で活力のあふれる社会をつくる礎



《視点》

◇生涯にわたり 安心して暮らせるまち

子ども・高齢者等の誰もが、安心して、生涯にわたり住み続けられるように、住まい・まちの生活基盤が整備されていることが必要です。

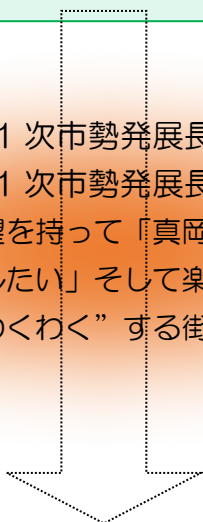
◇住生活の質の向上

豊かさを実感できる住生活を実現していくために、住まい・住環境などの質の向上が重要です。

◇自然と都市が共生する住まい・まちづくり

豊かな緑と河川、豊穡な農業地域や、都市基盤施設が整備された快適な住宅地と商工業地など、自然と都市が共生していくことが必要です。

《真岡市第11次市勢発展長期計画、
真岡市第11次市勢発展長期計画増補版》
若い世代が希望を持って「真岡に住みたい、働きたい、子育てしたい」そして楽しさを実感できる
～だれもが“わくわく”する街づくり～の実現を
目指します。



《基本理念》

だれもが安心して快適に住み続けられる“わくわく”する住まい・まちづくり

2. 基本方針

住宅政策の基本理念「だれもが安心して快適に住み続けられる“わくわく”する住まい・まちづくり」に基づき、施策を展開するにあたって、以下の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 子育て世帯から高齢者、住宅確保要配慮者まで、安心して住み続けられる仕組みの形成

子育て世帯、高齢者等、住宅確保要配慮者までが安心して住み続けるためには、住宅（ハード）だけでなく、その住宅をそれぞれのニーズに合わせて選択できる仕組みづくり（ソフト）が重要です。

基本方針2 豊かで快適な暮らしを支える住宅市場の形成

市民への住宅の供給は、民間事業者による供給が大半を占めており、豊かで快適な暮らしを実現できる住宅が流通している住宅市場を形成することが重要です。

基本方針3 住みたくなる、住み続けたい居住地の形成

人口減少、少子高齢化が進む中で、持続可能なまちづくりを行っていくためには、住みたくなる、住み続けたいまちとして、“わくわく”するような魅力や活力がある居住地を形成することが重要です。

3. 基本目標の体系

■上位関連計画、基本理念、現況と課題、基本方針、基本目標

